

野洲市消費者安全確保地域協議会

事務取扱マニュアル

野洲市健康福祉部消費生活センター

第7版

令和6年4月

○目次と要旨

1. 協議会の目的とマニュアルの意義 (P 1)

協議会の目的とマニュアルの意義を示しています。協議会は効果的な見守り等を行うために設置します。また、マニュアルは、個人情報の効果的かつ適切な活用のために作成しました。

2. 協議会の意義 (P 1)

協議会の意義について示しています。協議会の意義は、構成員間で個人情報を提供できるようにすることにあります。

3. 協議会の組織と会議 (P 2～P 6)

協議会の組織と協議会の会議について示しています。協議会の構成員を確認したい場合には、こちらを参照してください。また、協議会は、全体会議と担当者会議に分かれます。全体会議と担当者会議について確認したい場合には、こちらを参照してください。なお、4ページには、協議会のイメージ図があります。

4. 見守りリスト (P 6)

見守りリストの内容、作成方法、更新方法について示しています。見守りリストをどのように作成し、更新するか確認する場合には、こちらを参照してください。

5. 見守りリストの提供の流れ (P 7)

見守りリストをどのように提供するかを示しています。(1)では、基本的な見守りリストの提供方法を示しています。一方、(2)では、民生委員児童委員への見守りリストの提供方法を示しています。また、巻末には、見守りリストの提供等に関する様式があります。

6. 見守りリストの活用について (P 9)

見守りリストの活用方法について示しています。マニュアルでは、市のケース会議を活用した見守りリストの活用を具体例として挙げています。

7. 見守りリストの利用実績報告について (P 10)

見守り等を行った後の見守りリストの実績報告の方法を示しています。

8. 見守りリストの返納について (P 10)

見守りリストの返納の手続について示しています。見守りリストは、重要な個人情報です。適切に取り扱うため、この項目をしっかりと理解してください。

9. 守秘義務について (P 10)

協議会の守秘義務について示しています。協議会の事務で知った情報を構成員以外の者に漏らすと、罰則があります。個人情報を適切に取り扱うため、守秘義務についてしっかりと理解してください。

10. 法令等の改正について (P 10)

法改正等に伴うマニュアルの改正について示しています。事務局は消費者安全法その他の法令等の改正が行われた場合には、改正内容を確認し、マニュアルの改正を行ってください。

資料集

- | | |
|---------|---------|
| ・ 関連法令集 | P 1～12 |
| ・ 別紙様式 | P 13～19 |

1. 協議会の目的とマニュアルの意義

野洲市消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」といいます。）は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」といいます。）第 11 条の 3 第 1 項の規定により設置されるものです。協議会は、高齢者や障がい者を始めとする消費者被害に遭いやすい特性を有する市民に対し、見守り等の取組を行うことで、消費者の安全を確保することを目的とします。

野洲市消費者安全確保地域協議会事務取扱マニュアル（以下「マニュアル」といいます。）は、見守りリストを始めとする個人情報適切な取扱いや効果的な見守り活動を行うため、協議会の組織や運営について規定する野洲市消費者安全確保地域協議会要綱（平成 28 年野洲市告示第 193 号。以下「要綱」といいます。）の内容を解説し、また補足するものです。したがって、協議会の運営にあたっては、マニュアルを適宜参照するよう留意してください（要綱第 10 条）。

野洲市消費者安全確保地域協議会の法令等について

消費者安全法

消費者安全法第 11 条の 3 から第 11 条の 6、第 53 条に消費者安全確保地域協議会の規定がある。
→消費者安全確保地域協議会の基本的事項について規定。

野洲市くらし支えあい条例

野洲市くらし支えあい条例第 8 条に野洲市消費者安全確保地域協議会を設置することを規定。
→野洲市消費者安全確保地域協議会の設置の根拠規定。

野洲市消費者安全確保地域協議会要綱

協議会の運営に必要な事項を規定するもの。
→協議会の組織等に関する規定。

野洲市消費者安全確保地域協議会事務取扱マニュアル

消費者安全法や野洲市消費者安全確保地域協議会要綱をわかりやすくまとめたもの。
→野洲市消費者安全確保地域協議会要綱第 10 条にマニュアルの根拠がある。

2. 協議会の意義

協議会の意義については、平成 27 年 3 月付けで消費者庁から出されている「[改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン](#)」（以下「ガイドライン」といいます。）34 ページ以下に記載されています。マニュアルにおいて該当部分を抜粋します。

高齢者を始めとする消費者被害に遭いやすい特性を有する者を消費者被害から守るための見守りネット

ワークは、法令による根拠がなくても実施することが可能であり、実際に行われている地域もある。このような状況で、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織する独自の意義は、構成員間で見守りの対象者に関する個人情報を提供できるようにすることにある。

すなわち、地方公共団体、国の行政機関及び独立行政法人が保有する個人情報を第三者に提供することは、それぞれ、地方公共団体が制定する個人情報保護条例、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第 8 条、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 9 条により、法令に基づく場合等を除き、原則として禁止されている。また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）により、5,000 人分を超える個人情報をデータベース化してその事業活動に利用している個人情報取扱事業者が、個人情報を本人の同意を得ずに第三者に提供することも原則として禁止されている（第 23 条）。このため、地方公共団体、国の行政機関、独立行政法人及び個人情報取扱事業者は、見守り活動のために有用な情報であっても、法令に基づく場合等の例外事由に該当しない限り、本人の同意を得ずに個人情報を提供することができない。

また、法律で規定された例外事由に該当し、法的には必ずしも本人の同意がなくても個人情報を提供できる場合であっても、プライバシー意識の高まりや個人情報を取り扱う上での戸惑い等の様々な要因から、運用上、必要な個人情報であっても第三者への提供を控えてしまうという事態が生じていた。

法では、見守り等の取組を行う地域協議会の構成員間で必要な情報を提供できる旨を規定することで（法第 11 条の 4 第 3 項）、必ずしも本人の同意がなくても個人情報を提供できるようにした（もともと、実務的な観点から、書面又は口頭で本人の同意を得ることが望ましい）。これにより、必要な情報が円滑に提供されることによって、高齢者等の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図るものである。

3. 協議会の組織と会議

（１）協議会の組織

協議会は、次に掲げる者から組織されます（要綱第 3 条第 3 項）。

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| ①野洲市市民生活総合支援推進委員会要綱別表に掲げる者 | ②社会福祉法人野洲市社会福祉協議会 |
| ③守山警察署 | ④民生委員児童委員 |
| ⑤介護サービス事業所 | ⑥障害福祉サービス事業所 |
| ⑦医療機関 | ⑧その他会長が必要と認める者 |

その他会長が必要と認める者とは、弁護士や司法書士を始めとする法律専門家、金融機関や消費生活共同組合などの事業者、NPO 等の民間団体など協議会の運営において必要な者を指します。詳細については、[ガイドライン](#) 38 ページ以下の（構成員）の項目を参照してください。

なお、例えば、介護サービス事業に所属するヘルパーは、⑤の介護サービス事業所として協議会の構成員に該当するかが問題になりますが、介護サービス事業所に所属するヘルパーや従業員は構成員に該当します。個々のヘルパーや従業員に対して見守りリストの提供は行いませんが（詳細については後述 5.）、協議会の構成員に該当することで、利用者の異変が発覚した際に、事務局又は他の構成員に対して、本人の同意なく異変の報告を行うことができます。これによって、例えば認知症に罹患している利用者など本人の同意を得ることが難しい場合にも、スムーズに相談を行うことが可能となります。

(2) 協議会の会議の概要

協議会の会議は、全体会議と担当者会議があります（要綱第4条第1項）。

ア 全体会議

全体会議は、会長及び構成員の代表者が参加する会議です（要綱第4条第1項、同条第2項、第6条）。全体会議の概要は次のとおりです。

◎全体会議

《概要》

会長及び構成員の代表者が参加する会議。

《構成員》

全体会議の構成員は、協議会の構成員（上記3.（1）①～⑧）から会長が指名し、指名を受けた機関が推薦した者が構成員となります。

《所掌事項》

- ・見守りリストの提供の要請に関すること。
- ・市の区域内で発生している消費者被害の状況及び傾向に関する調査並びに分析に関すること。
- ・見守り等の事例の集積及び分析並びに見守り等の課題の検討に関すること。
- ・その他見守り等を効果的かつ円滑に図るために必要なこと。

《議事》

全体会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決定します。

《その他》

全体会議への見守りリストの提供は行いません。

イ 担当者会議

担当者会議は、見守り等の対象となる者に関わる構成員のみが参加する会議です（要綱第4条第1項、同条第3項、第7条）。担当者会議の概要は次のとおりです。

◎担当者会議

《概要》

見守り等の対象となる者に関わる構成員のみが参加する会議。

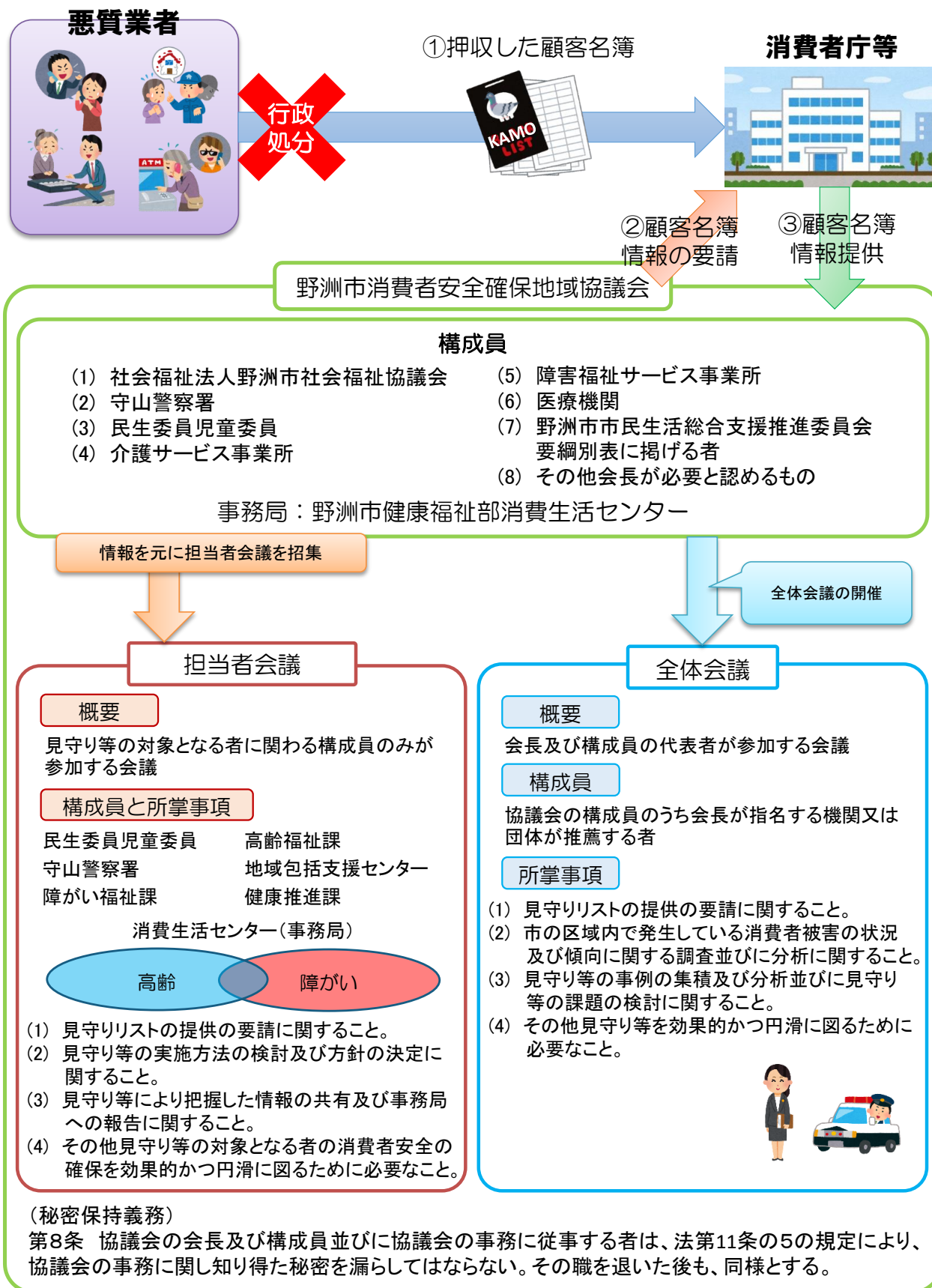
《構成員の選定》

協議会の事務局が選任します。

《所掌事項》

- ・見守りリストの提供の要請に関すること。
- ・見守り等の実施方法の検討及び方針の決定に関すること。
- ・見守り等により把握した情報の共有及び事務局への報告に関すること。
- ・その他見守り等の対象となる者の消費者安全の確保を効果的かつ円滑に図るために必要なこと。

野洲市消費者安全確保地域協議会のイメージ



(3) 全体会議について

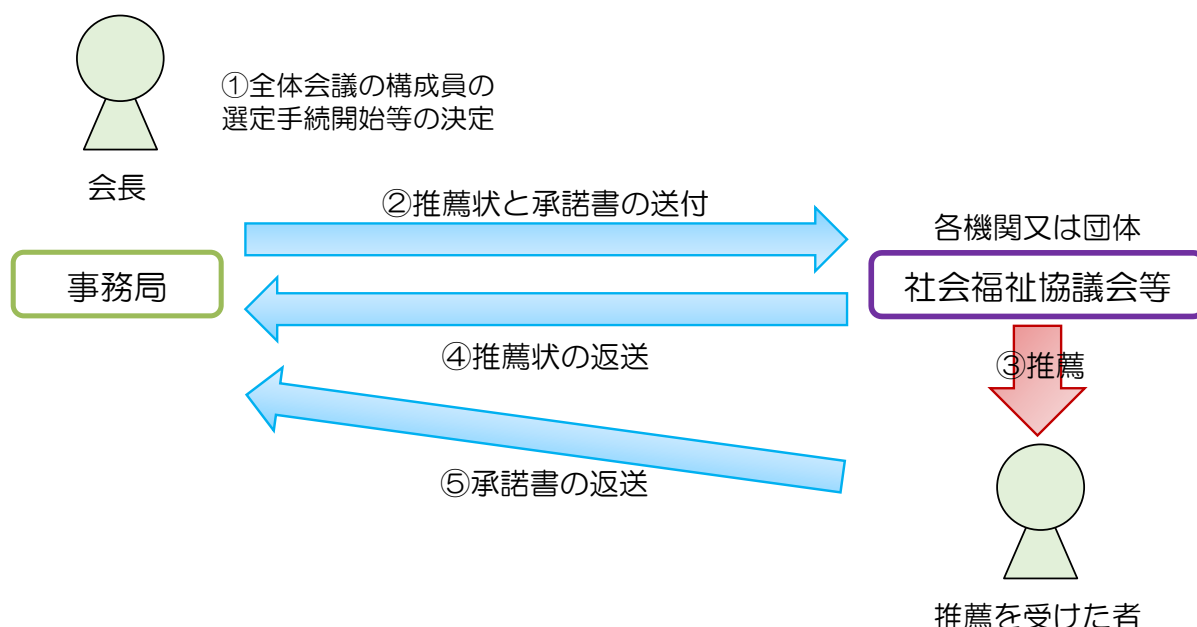
ア 全体会議の構成員について

協議会の構成員（上記①～⑧）から会長が選定した機関又は団体において推薦された者が構成員となります。

構成員の選定の手続きは次のとおりです。まず、会長が構成員の選定に関する決定（会長の選定）を行います。決定後、事務局はこれに従い、会長が選定した機関又は団体に対し、構成員の推薦状（別紙様式1）と承諾書（別紙様式2）を送付します。指名を受けた機関又は団体は推薦状に、推薦を受けた者は承諾書に必要事項を記載し、推薦状と承諾書を事務局へ送付します。なお、別紙様式1、別紙様式2を使用できない理由がある場合には、別の書面で代用することができます。

全体会議の構成員の任期は1年です（要綱第5条）。したがって、全体会議の開催年度ごとに構成員の選定手続が必要となります。

全体会議の構成員の選定手続について



イ 全体会議の所掌事項

全体会議の所掌事項は次の4点です（要綱第6条第1項）。

- ・見守りリストの提供の要請に関すること。
- ・市の区域内で発生している消費者被害の状況及び傾向に関する調査並びに分析に関すること。
- ・見守り等の事例の集積及び分析並びに見守り等の課題の検討に関すること。
- ・その他見守り等を効果的かつ円滑に図るために必要なこと。

なお、全体会議への見守りリストの提供は行いません。

ウ 全体会議の議事

全体会議の議事は、会長が議長となり会議の進行を行います。全体会議の議事は、協議事項、報告事項の2種類に分けられます。協議事項とは、全体会議の構成員で協議し、決定する必要がある事項です。協議事項については、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところで決定を行います（要綱第6条第4項）。協議事項の具体例は、見守りリストの提供の要請に関する

事項です。

報告事項とは、事務局又は構成員が、他の構成員に対し、報告を行う事項といいます。報告の後、意見交換を行うことができます。報告事項は、協議事項と異なり、報告と意見交換のみを行うため、多数決を用いて決定を行うものではありません。報告事項の具体例は、市の区域内で発生している消費者被害の状況や傾向に関する調査に関すること、見守り等の事例の集積及び分析や見守り等の課題の検討に関することなどが該当します。

議事が、協議事項、報告事項のいずれに該当するかについては、会長が決定します（要綱第 11 条）。

（４）担当者会議について

ア 担当者会議の構成員について

担当者会議の構成員は、次の通りとします。

- ・ 民生委員児童委員 ・ 守山警察署 ・ 障がい福祉課 ・ 高齢福祉課
- ・ 地域包括支援センター ・ 健康推進課 ・ 消費生活センター（事務局）

なお、担当者会議の構成員は、必要に応じて事務局が変更を行うことがあります（要綱第 4 条第 3 項）。

イ 担当者会議の所掌事項

担当者会議の所掌事項は次の 4 点です（要綱第 7 条）。

- ・ 見守りリストの提供の要請に関すること。
- ・ 見守り等の実施方法の検討及び方針の決定に関すること。
- ・ 見守り等により把握した情報の共有及び事務局への報告に関すること。
- ・ その他見守り等の対象となる者の消費者安全の確保を効果的かつ円滑に図るために必要なこと。

ウ 担当者会議の議事

担当者会議の議事は、事務局が会議の進行を行います。担当者会議は、個別の見守り等の実施方法の検討や支援方針の決定を行うものであるため、多数決での決定は行いません。担当者会議で見守りリストの提供の要請は、全体会議の提供の決定後に追加された対象者に関する情報であって、出席した構成員の過半数の賛成が必要となります。

4. 見守りリスト

（１）見守りリストとは

見守りリストとは、法第 11 条の 2 の規定により市に提供された情報、過去の消費生活相談により市が取得した情報、見守り等を行う中で協議会が取得した情報その他見守り等を行うために必要な情報を見守り等の対象となる者ごとに集約したものを言います（要綱第 2 条第 2 項第 2 号）。

（２）法第 11 条の 2 の規定による顧客名簿の提供の求めについて

事務局は、見守りリストを作成するために、法 11 条の 2 の規定により、1 年度ごとに 1 回消費者庁等に対して消費生活上特に配慮を要する購入者に関する情報等（以下「顧客名簿」といいます。）を求めます。

顧客名簿の提供の求めの手続きについては、消費者庁から出されている「[消費者安全法第 11 条の 2 の運用に関するガイドライン](#)」に基づき行います。

（３）見守りリストの作成について

見守りリストは、法第 11 条の 2 の規定により消費者庁等より提供を受けた情報や事務局が保有する相談情報（PIO-NET 情報等）等を基礎として、各構成員が保有する情報（たとえば、障がい福祉課が有する障がいサービス受給者情報等）と突合し、作成します。各構成員が保有する情報については、事務局が各構成員に対して情報の提供を求める形で行います。

（４）見守りリストの更新について

見守りリストの更新は、年度更新と随時更新の 2 種類を行います。

年度更新とは、協議会が、法第 11 条の 2 の規定により顧客名簿の提供を受けた際に行うものです。年度更新は、初年度に作成した見守りリストを加筆・修正する形式で行います。したがって、年度ごとの見守りリスト（令和 4 度見守りリスト、令和 5 度見守りリスト）という形式では作成しません。

随時更新とは、事務局が必要に応じ随時に行う更新です。これは、見守りリストに記載されていない者について見守りが必要であると事務局が判断した場合、見守りリストに記載されている者の情報に変更が生じた場合、その他事務局が必要と認める場合に、見守りリストの更新を行うものです。随時更新の方法は、現時点の見守りリストを加筆・修正する形式で行います。

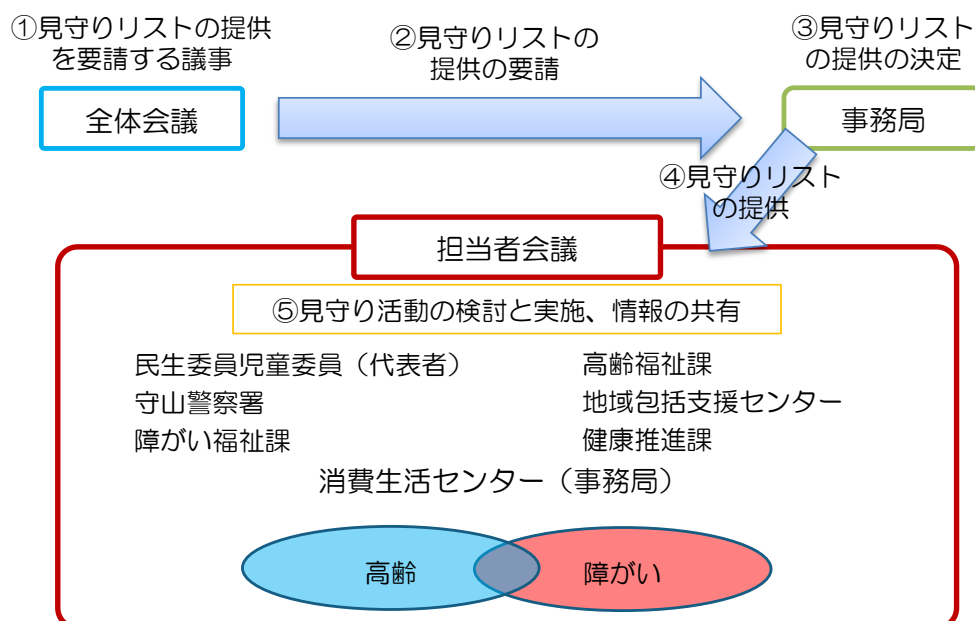
5. 見守りリストの提供の流れ

（１）概要

見守りリストの提供の流れは次の通りです。

①全体会議（又は担当者会議）が、見守りリストの提供の要請に関する議事を行います。②見守りリスト提供の要請に関する議事に従い、全体会議（又は担当者会議）は、事務局に対し、見守りリストの提供の要請を行います。③見守りリストの提供の要請を受けた事務局は、見守りリストの提供の決定を行います。この場合に、事務局は、提供の条件を付すことができます。④事務局は、担当者会議に対して、見守りリストの提供に関する通知書（別紙様式 3）を添えて見守りリストの提供を行います。見守りリストの提供を受けた構成員は見守りリスト受領書（別紙様式 4）を提出してください。なお、担当者会議の構成員でない者は、見守りリストの提供を受けることはできません。

見守りリストの提供の流れ



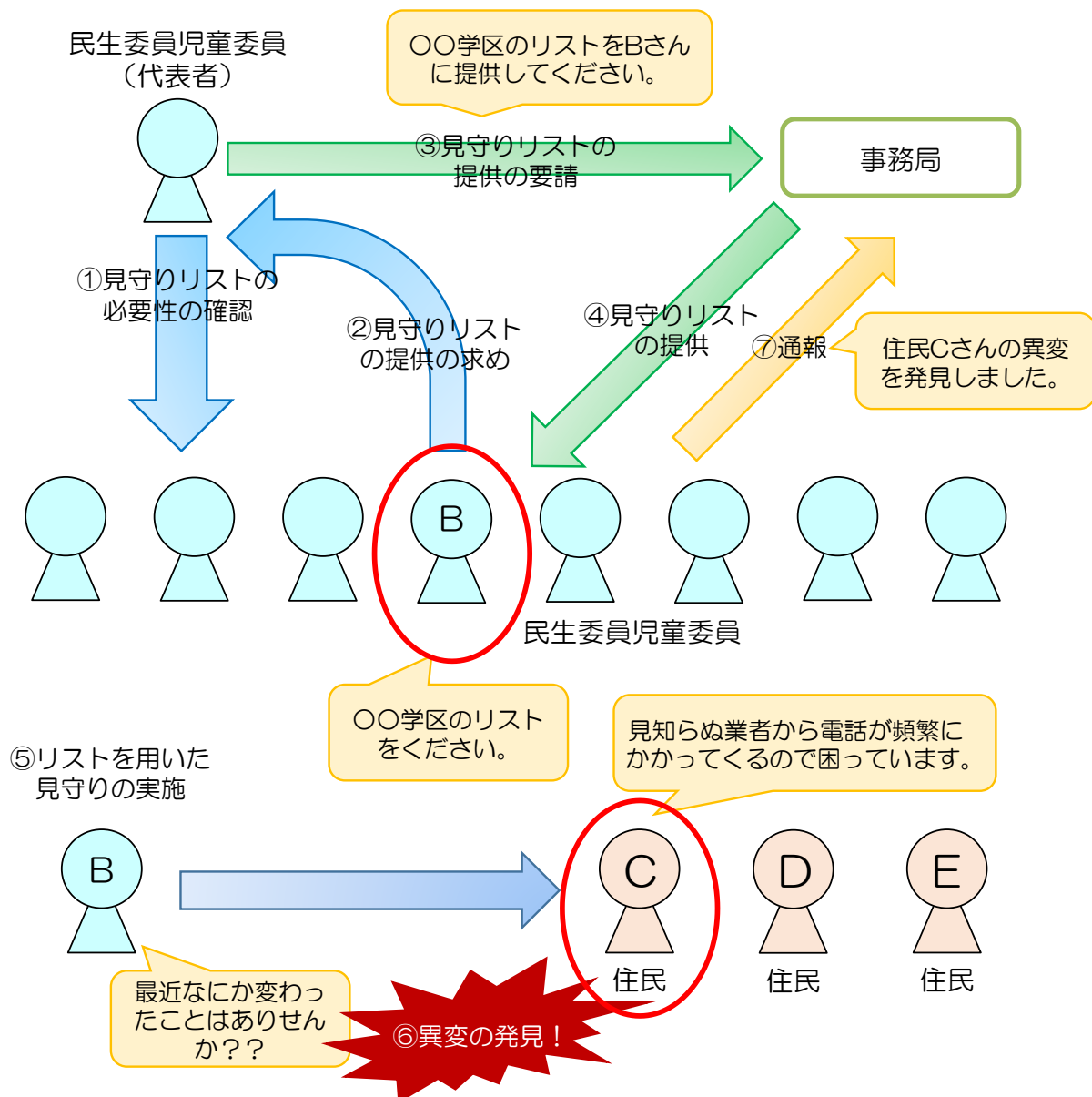
（２）民生委員児童委員への見守りリストの提供の流れについて

民生委員児童委員については、各学区の民生委員児童委員に対し、各学区に居住する住民に関する見守りリストの提供を行います。提供の手続きは次の通りです。

事務局は、全体会議での見守りリストの提供の求めの決議を受けて、野洲市民生委員児童委員協議会（以下「民児協」といいます。）に対し、①見守り等の活動及びこれに伴う見守りリストの活用の依頼を行います。依頼を受けた民児協は、②～④意見を取りまとめて事務局に対し、学区ごとに見守りリストの活用の可否に関する回答を行います。事務局は、⑤見守りリストの活用を希望する学区の民生委員児童委員に対し、守秘義務についての説明を行うとともに、見守りリストの提供に関する通知書（別紙様式３）を添えて対象となる学区の見守りリストの提供を行います。なお、提供の際には、事務局は、条件を付すことができます。提供を受けた民生委員児童委員は、見守りリスト受領書（別紙様式４）の提出を行います。

⑥民生委員児童委員は、提供を受けた見守りリストを用いて、見守り等の活動を行います。そして、⑦見守り等の活動の中で異変を発見した場合には、事務局へ通報を行い、異変への対処を行います。

民生委員児童委員への見守りリストの提供の流れ



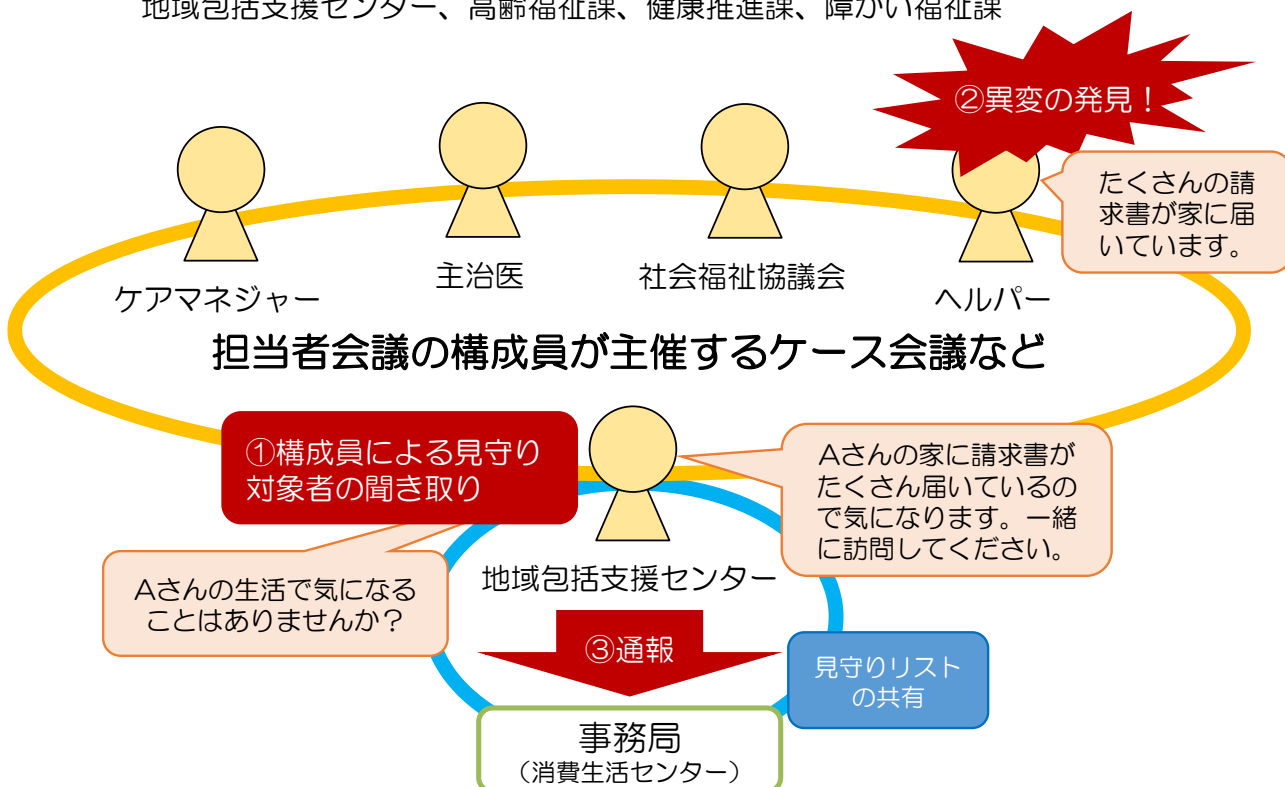
6. 見守りリストの活用について（市のケース会議を活用した見守りについて）

見守りリストについては、担当者会議の構成員による直接の訪問のほか、次のような活用が想定されます。

担当者会議の構成員が主催するケース会議等を活用するものです。①見守り対象者に関するケース会議において、担当者会議の構成員は、他の構成員に対して対象者の異変がないか聞き取りを行います。たとえば、「Aさんの生活に異変はありませんか。」などです。このとき、担当者会議の構成員は他の構成員に対し、対象者が見守りリストに記載されていることは伝えません。②これに対して、他の構成員から異変の報告があった場合には、③担当者会議の構成員は、事務局に対して通報を行います。

市のケース会議等の活用

地域包括支援センター、高齢福祉課、健康推進課、障がい福祉課

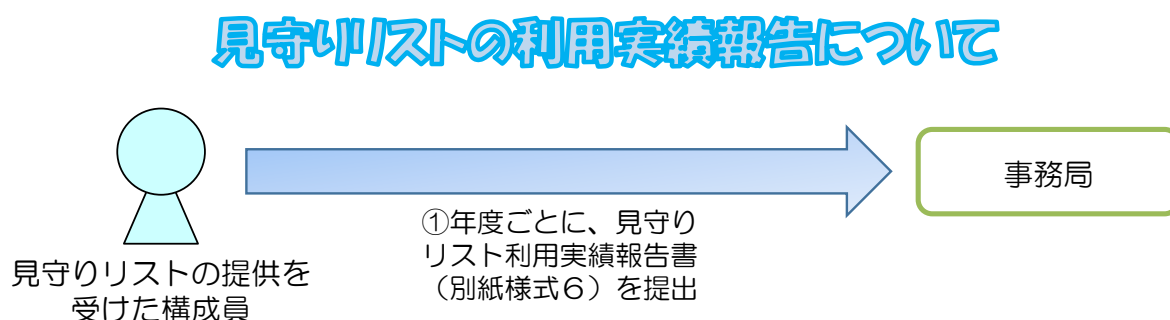


なお、対象者の異変の具体例は次のとおりです。

- 訪問時はいつも玄関に出てくるのに、玄関に施錠もなく呼び出しても応答がない。
- 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。
- 見慣れない人が家に入出入りするようになった。
- 買い物に来たとき又は配達したときに、お金の勘定が出来ない、同じものを頻繁に購入しているなど様子がおかしい。
- 金融機関でまとまったお金を下ろそうとする。
- コンビニで高額な電子マネーを購入しようとする。
- 宅配便を届けたときに、頼んだ覚えがない商品だと不審がる。
- 老人会といった地域の集まりや行事にいつも参加しているのに、急に来なくなった。
- ゴミをうまく分別できなくなった、またゴミをため込むようになった。
- 服装が不自然なまま外出している。
- 家賃や自治会費等の支払ができず、生活に困っているようだ。
- その他、異変等が発生していると推測できる状況のとき。

7. 見守りリストの利用実績報告について

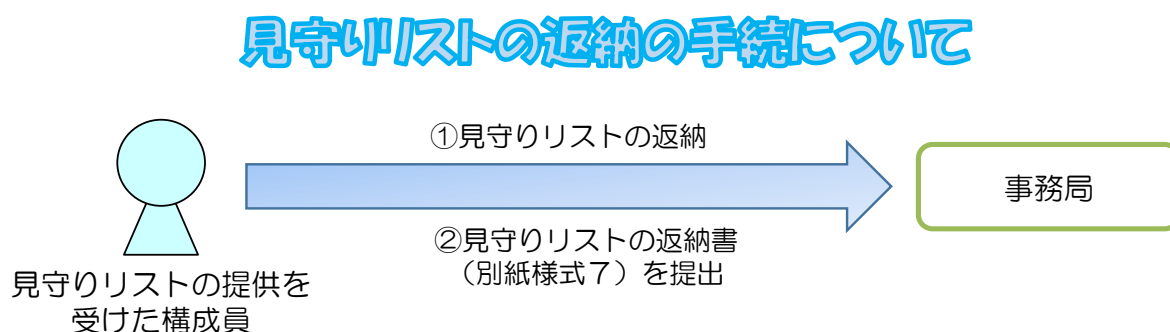
①見守りリストの提供を受けた構成員は、年度ごとに、見守りリスト利用実績報告書（別紙様式6）を提出してください。



8. 見守りリストの返納について

①見守りリストには、利用期間を設けます（利用期間は、見守りリストの提供に関する通知書に記載します。）。見守りリストの提供を受けた構成員は、利用期間経過後は速やかに見守りリストを返納してください。

②また、見守りリストの返納書（別紙様式7）を事務局へ提出してください。



9. 守秘義務について

見守りリストの提供を受けた者は、守秘義務を負います。法第11条の5では、「協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。」と規定しており、法第53条では、「……第十一条の五……の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。」と規定されています。見守りリストに記載されている情報は、「協議会の事務に関して知り得た秘密」に該当するため、この情報を漏らした場合には、上記の規定に基づき、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。見守りリストの提供を受けた者は、見守りリストに記載されている情報を協議会の構成員以外に漏らすことは絶対に行わないでください。

10. 法令等の改正について

事務局は、法令等の改正があった際には、マニュアルの改正を行います。

○消費者安全法（抄）

第十一条の二 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体の長からの求めに応じ、消費者安全の確保のために必要な限度において、当該地方公共団体の長に対し、消費生活上特に配慮を要する購入者に関する情報その他の内閣府令で定める情報で、当該地方公共団体の住民に関するものを提供することができる。

2 地方公共団体の長は、内閣府令で定めるところにより、他の地方公共団体の長からの求めに応じ、消費者安全の確保のために必要な限度において、当該他の地方公共団体の長に対し、消費生活相談の事務の実施により得られた情報で、当該他の地方公共団体の住民に関するものを提供することができる。

3 国民生活センターの長は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体の長からの求めに応じ、消費者安全の確保のために必要な限度において、当該地方公共団体の長に対し、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談の業務の実施により得られた情報で、当該地方公共団体の住民に関するものを提供することができる。

第四節 消費者安全の確保のための協議会等

（消費者安全確保地域協議会）

第十一条の三 国及び地方公共団体の機関であつて、消費者の利益の擁護及び増進に関連する分野の事務に従事するもの（以下この条において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、病院、教育機関、第十一条の七第一項の消費生活協力団体又は消費生活協力員その他の関係者を構成員として加えることができる。

（協議会の事務等）

第十一条の四 協議会は、前条の目的を達成するため、必要な情報を交換するとともに、消費者安全の確保のための取組に関する協議を行うものとする。

2 協議会の構成員（次項において単に「構成員」という。）は、前項の協議の結果に基づき、消費者安全の確保のため、消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守ることその他の必要な取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成員が行う消費者安全の確保のための取組に関し他の構成員から要請があった場合その他の内閣府令で定める場合において必要があると認めるときは、構成員に対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

（秘密保持義務）

第十一条の五 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第十一条の六 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五十三条 第八条第四項、第八条の二第三項、第十一条の五、第十一条の十九第一項又は第二十五条第二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○野洲市くらし支えあい条例（抄）

（消費者安全確保地域協議会）

第8条 市長は、法第11条の3第1項の規定に基づき、野洲市消費者安全確保地域協議会を組織する。

○野洲市消費者安全確保地域協議会要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、野洲市くらし支えあい条例（平成28年野洲市条例第20号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づく野洲市消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において使用する用語は、次項に定めるもののほか、条例において使用する用語の例による。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）見守り等 市内の高齢者、障害者その他の消費生活上特に配慮を要する者の消費者安全の確保を図るため、これらの者と適当な接触を保ち、見守ること、異変を察知したときは速やかに協議会に報告すること、消費生活上必要な又は有益な情報をこれらの者に提供することその他必要な措置を講じることという。

（2）見守りリスト 法第11条の2の規定により市に提供された情報、過去の消費生活相談により市が取得した情報、見守り等を行う中で協議会が取得した情報その他見守り等を行うために必要な情報を見守り等の対象となる者ごとに集約したものをいう。

（協議会の組織）

第3条 協議会は、会長及び構成員をもって構成する。

2 会長は、市民部長をもって充てる。

3 構成員は、野洲市市民生活総合支援推進委員会要綱（平成23年野洲市告示第113号）別表に掲げる者及び次に掲げる機関又は団体に属する者をもって充てる。

（1）社会福祉法人野洲市社会福祉協議会

（2）守山警察署

（3）民生委員児童委員

（4）介護サービス事業所

（5）障害福祉サービス事業所

（6）医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。）

（7）その他会長が必要と認めるもの

（協議会の会議等）

第4条 協議会の会議は、全体会議（会長及び次項の規定による全体会議の構成員が参加する会議を

いう。)と担当国会議(見守り等の対象となる者に関わる構成員のみが参加する会議をいう。)により構成する。

2 全体会議は、協議会を構成する機関又は団体の中から会長が選定した機関又は団体において推薦された者をその構成員とする。

3 担当国会議の構成員は、協議会の事務局がこれを選任する。

(全体会議の構成員の任期)

第5条 全体会議の構成員の任期は1年とする。ただし、当該構成員が欠けた場合における補欠の全体会議の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 全体会議の構成員は、再任されることができる。

(全体会議の所掌事項等)

第6条 全体会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 見守りリストの提供の要請に関すること。

(2) 市の区域内で発生している消費者被害の状況及び傾向に関する調査並びに分析に関すること。

(3) 見守り等の事例の集積及び分析並びに見守り等の課題の検討に関すること。

(4) その他見守り等を効果的かつ円滑に行うために必要なこと。

2 全体会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

3 全体会議の会議は、第4条第2項の規定による全体会議の構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 全体会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(担当国会議の所掌事項)

第7条 担当国会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 見守りリストの提供の要請に関すること。

(2) 見守り等の実施方法の検討及び方針の決定に関すること。

(3) 見守り等により把握した情報の共有及び事務局への報告に関すること。

(4) その他見守り等の対象となる者の消費者安全の確保を効果的かつ円滑に図るために必要なこと。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、条例第6条第1項の規定により設置する野洲市消費生活センターに事務局を置く。

2 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 法第11条の2の規定により提供された情報の管理に関すること。

(2) 見守り等の対象となる者の選定に関すること。

(3) 見守りリストの作成及び管理に関すること。

(4) 第6条第1項第1号及び前条第1号に規定する見守りリストの提供の要請に対する提供の決定に関すること。

(5) 全体会議及び担当国会議の構成員名簿の作成及び管理に関すること。

(6) 見守り等の実施状況の管理に関すること。

(7) 全体会議及び担当国会議の開催及び関係機関との連絡調整に関すること。

(8) その他協議会の運営に必要なこと。

(秘密保持義務)

第9条 協議会の会長及び構成員並びに協議会の事務に従事する者は、法第11条の5の規定により、協議会の事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(留意事項)

第10条 見守りリストの提供その他の協議会の運営にあつては、この告示に定めるもののほか、会長が別に定める野洲市消費者安全確保地域協議会事務取扱マニュアルを参照するよう留意するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

○野洲市市民生活総合支援推進委員会要綱（抄）

別表（第3条関係）

政策調整部企画調整課

総務部総務課

総務部人事課

総務部税務課

総務部納税推進課

総務部人権施策推進課

市民部市民課

市民部市民生活相談課

市民部協働推進課

市民部危機管理課

健康福祉部社会福祉課

健康福祉部障がい者自立支援課

健康福祉部障がい者自立支援課地域生活支援室（障がい者虐待防止センター）

健康福祉部こども課

健康福祉部子育て家庭支援課

健康福祉部子育て家庭支援課家庭児童相談室

健康福祉部保険年金課

健康福祉部介護保険課

健康福祉部高齢福祉課

健康福祉部健康推進課

都市建設部住宅課

環境経済部環境課

環境経済部商工観光課

みず事業所上下水道課

教育委員会事務局教育総務課

教育委員会事務局学校教育課

教育委員会事務局生涯学習スポーツ課

野洲市人権センター

野洲市市民交流センター
野洲市消費生活センター
野洲市子育て支援センター
野洲市発達支援センター
野洲市地域包括支援センター
野洲市ふれあい教育相談センター

○個人情報の保護に関する法律（抄）

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

- 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院
- 9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。
- 10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。
- 11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。
- 一 行政機関
- 二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）
- 三 独立行政法人等（別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第一百十九条第五項から第七項まで並びに第二百二十五条第二項において同じ。）

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第一百十九条第八項から第十項まで並びに第二百五条第二項において同じ。）

（地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護）

第十二条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（利用目的の特定）

第十七条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（適正な取得）

第二十条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

（取得に際しての利用目的の通知等）

第二十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第二十条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

一 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。以下この条、第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号において同じ。）の氏名

二 第三者への提供を利用目的とすること。

三 第三者に提供される個人データの項目

四 第三者に提供される個人データの取得の方法

五 第三者への提供の方法

六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

七 本人の求めを受け付ける方法

八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

- 3 個人情報取扱事業者は、前項第一号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。
- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
 - 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

- 第二十八条 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第三十一条第一項第二号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
 - 3 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者に

よる相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第二十九条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第十六条第二項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第三十一条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第二十七条第一項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第三十条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(平二七法六五・追加、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第二十六条繰下・一部改正)

(個人情報の保有の制限等)

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - 二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

推 薦 状

年 月 日付け 第 号で依頼のありました、 年度
野洲市消費者安全確保地域協議会の構成員候補者について、下記のとおり
推薦します。

被推薦者

(氏 名)

(貴機関における役職等名)

年 月 日

機 関 名

所 属 長

野洲市長

承 諾 書

年度野洲市消費者安全確保地域協議会全体会議の構成員に就任する
ことを承諾します。

年 月 日

機 関 名

職 氏 名

野洲市長

第 号
年 月 日

様

野洲市消費者安全確保地域協議会長
(野洲市健康福祉部長)

見守りリストの提供に関する通知書

下記の事項を条件として、消費者安全法第11条の4第3項の規定により見守りリストの提供を行います。

記

見守りリストの件数		学 区	
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
提供に関する条件			

見守りリストの提供を受けた者は、消費者安全法第11条の5により守秘義務を負います。また、この守秘義務に違反し、秘密を漏らした場合には、消費者安全法第53条第1項により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。見守りリストに記載されている情報を協議会の構成員以外に漏らすことは絶対に行わないでください。

また、利用期間経過後は速やかに見守りリストを返納し、提供を受けた見守りリストの返納書を事務局に提出してください。

見守りリスト受領書

年 月 日

野洲市消費者安全確保地域協議会長 様
(野洲市健康福祉部長)

受領者

見守りリストを受領したことを確認します。

見守りリストの件数	
申 出 者 の 住 所	
申 出 者 の 電 話 番 号	

私は、見守りリストに記載されている情報が重要な個人情報であると認識し、消費者安全法第11条の5の守秘義務に関する規定を遵守いたします。見守りリストに記載されている情報を協議会の構成員以外に漏らすことはいたしません。

第 号
年 月 日

様

野洲市消費者安全確保地域協議会長
(野洲市健康福祉部長)

見守りリストの提供に関する通知書

下記の理由により、見守りリストの提供を行わないこととしたので通知します。

記

申 出 年 月 日	年 月 日	申 出 者 名	
提供を行わない理由			

見守りリスト利用実績報告書

年 月 日

野洲市消費者安全確保地域協議会長 様
(野洲市健康福祉部長)

報告者

年 月 日付け (第 号) で消費者安全法第 11 条の 4 第 3 項の規定により提供を受けた見守りリストの利用実績について、下記のとおり報告します。

記

見守りリストの件数		学 区	
取組の概要、効果等			

注 記載しきれないときは、別紙に記載し、その書面を添付してください。

別紙様式 7

見守りリストの返納書

年 月 日

野洲市消費者安全確保地域協議会長 様
(野洲市健康福祉部長)

返納者

年 月 日付け (第 号) で消費者安全法第 11 条の 4 第 3 項の規定により提供を受けた見守りリストについて、下記のとおり返納します。

記

見守りリストの件数		学 区	
返 納 者 の 住 所			
返納者の電話番号			